一　保安林の所在場所　広島県広島市安佐南区沼田町大字吉山字薮峠一〇九〇八の一、一〇九〇九
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字薮峠一〇九〇八の一・一〇九〇九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十六年六月十八日
農林水産大臣　林　芳正
一　保安林の所在場所　広島県府中市木野山町字戸羽山黒山北平二二九の二、字戸羽迫四四五、甲四五二、字戸羽黒山四四七
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び府中市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十六年六月十八日
農林水産大臣　林　芳正
一　保安林の所在場所　愛媛県大洲市河辺町三嶋一九九七から一九九九まで、二〇一〇、二〇一一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
河辺町三嶋一九九七から一九九九まで・二〇一一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び大洲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十六年六月十八日
農林水産大臣　林　芳正
一　保安林の所在場所　愛媛県東温市則之内字一ノ谷丙五六〇の一、字クラ谷丙五六六の一、丙五六六の二、字キバノ上丙五六七
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字一ノ谷丙五六〇の一・字キバノ上丙五六七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び東温市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十六年六月十八日
農林水産大臣　林　芳正
一　保安林の所在場所　石川県小松市丸山町タ三〇の一、ナ四三の三、子六、八、九、四二から四四まで、四五の一、メ七、一一、ヨ二の五、二の九
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県庁及び小松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十六年六月十八日
農林水産大臣　林　芳正
一　保安林の所在場所　石川県白山市女原子一の一から一の四まで
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県庁及び白山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十六年六月十八日
農林水産大臣　林　芳正
一　保安林の所在場所　石川県白山市白峰二十七号二六の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県庁及び白山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十六年六月十八日
農林水産大臣　林　芳正
一　保安林の所在場所　岩手県久慈市山形町来内第二〇地割一三の一六四
二　指定の目的　水源の涵養